

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新発田市長 二階堂 馨

市町村名 (市町村コード)	新発田市 (154206)
地域名 (地域内農業集落名)	新発田地区① (西塚ノ目、東塚ノ目、板敷、高浜、上島潟、下島潟)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月15日、11月14日 (第1回)(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

5年以内の農業経営は、現状維持できる状況だが、今後高齢化が進み、担い手が不足する見込みである。基盤整備実施前に集落を越えた組織づくりを目指しているが、園芸導入に向けた具体的な検討が必要である。農業者の高齢化で草刈りなどの共同作業が困難になっており、集落営農等の組織化対策が急務である。

【主な作物】水稲、大豆、アスパラガス、オータムポエム、タマネギ、キャベツ、枝豆、ブロッコリー、切り花(チューリップ等)

(2) 地域における農業の将来の在り方

【板敷・高浜】
・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく
・法人の構成員、あるいは親元就農者を後継者として勧誘する
【上島潟・下島潟】
・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく
・複数集落で広域営農法人化を検討していく

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	141.30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	141.30 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の「農業を担う者リスト」掲載者の今後の経営意向(規模拡大・縮小)に沿った調整を進め、農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構関連型の基盤整備事業を採択予定であることから、地域内の農地は原則、農地中間管理機構へ貸付予定である。
(3)基盤整備事業への取組方針
下島潟は、R4年度から西中新井田地区として基盤整備を実施しており、その他の地域では、R6年度中に野田川口地区として基盤整備事業が採択される予定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
効率的かつ安定的な農業経営を行う多様な経営体の確保・育成のため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及び各種支援制度を活用するとともに新潟県農業経営・就農支援センター、北新潟農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の共同化や作業委託について、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨六次産業化	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

【板敷・高浜】
 スマート農業(ドローン等の導入による農作業の負担軽減や効率化)、農業用施設の集約化(乾燥機等、ライスセンター)、六次産業化(みそ加工)

【上島潟】
 スマート農業(ドローン等の導入による農作業の負担軽減や効率化)、農業用施設の集約化(施設の再整備を検討)

【下島潟】
 鳥獣被害対策、農業用施設の集約化